

監事監査報告書

平成26年5月28日

社会福祉法人 敬愛会
理事長 有馬頼底 殿

監事 東山 大
監事 増井 克己



我々は、社会福祉法人敬愛会の平成25年度の理事の業務遂行の状況及び法人の財産の状況について監査を実施した。

監査の内容及び結果は下記のとおりであった。

記

1 日時 平成26年5月23日 9時00分～16時00分
平成26年5月28日 9時00分～11時30分

2 場所 社会福祉法人敬愛会 本部 応接室

3 立会者	職	氏名
	専務理事	高山 宗親
	常務理事	高山 宗學
	津長谷山学園長	松谷 正文
	長谷山寮長	徳田 薫
	法人事務局長	福井 正道
	法人事務局会計主幹	真川 雅之

4 確認書類
別添監事監査チェックリストのとおり

5 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支計算内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録につき検討いたしました。

6 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事等の職務遂行に関しては法令もしくは定款に違反するような事実は認められません。

7 所見

平成26年4月以降、全ての社会福祉法人に対して情報開示が義務化されます。

今回示されている改正のポイントは、

- ① 社会福祉法第59条に基づいて社会福祉法人が所轄庁に提出する「現況報告書」の標準的な様式を示す（様式の統一化）
- ② 現況報告書および添付書類（貸借対照表・収支計算書）の提出方法を電子データによるものとする（提出の電子データ化）
- ③ すべての社会福祉法人は、現況報告書および添付書類をインターネット上で公表しなければならないこと（公開の義務化）

の3点です。

このことについて、遺漏無きよう事務処理にあたって頂きたい。

以上